

地方行財政検討会議 第二分科会 第8回会合

平成22年11月29日

【久元自治行政局長】 それでは、定刻になりましたので、地方行財政検討会議第二分科会、第8回会合を開会させていただきます。

開会に当たりまして、鈴木克昌副大臣よりごあいさつを申し上げます。

【鈴木副大臣】 どうも皆さんこんにちは。総務副大臣の鈴木でございます。本日は、ご多用のところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

6月22日に地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方を総務省において取りまとめさせていただいたところでありまして、この考え方に沿って、本分科会では、監査制度、財務会計制度のあり方や住民訴訟と議会の議決による損害賠償請求権の放棄などについて、幅広くご議論をいただいているところであります。

来月予定されている地方行財政検討会議の本会議においては、今回ご議論いただいた内容を踏まえ、第一分科会の議論と合わせた地方自治法抜本改正についての考え方を議論し、総務省としての考え方を取りまとめることといたしております。

本日、これまでの第二分科会の議論を踏まえ、地方自治法の改正に向けた考え方を用意させていただいておりますので、皆様から活発なご議論をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【久元自治行政局長】 それでは、以下の進行を、第二分科会の主査をお願いしております確井先生、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【確井主査】 確井でございます。本日はお集まりくださりましてありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

まず、本日の分科会の出欠についてでございます。石原委員、藤谷専門委員、木村専門委員がご欠席と伺っております。

先ほど、鈴木副大臣からもご発言がございましたとおり、この6月に取りまとめられました地方自治法抜本改正に向けての基本的考え方に基きまして、これまでこの第二分科会におきまして、その担当する分野につきまして議論を進めてきたところでございます。本日は、この12月に総務省として取りまとめる予定の地方自治法抜本改正についての考え方に基きまして、事務局において、これまでの議論を踏まえ、考え方を用意しておられ

るということでございますので、まず、資料に基づきまして、その内容を事務局からご説明をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

【安田行政課長】 行政課長の安田でございます。

それでは、資料に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思えます。

タイトル「地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）」（仮称）（案）（第二分科会関係）という資料でございます。これは副大臣のほうからもご説明申し上げましたように、これまでの第二分科会での議論を踏まえ、今後、総務省で取りまとめることとしておりますものでございまして、現時点の案として取りまとめたものでございます。本日のご議論、そして本会議でのご議論を踏まえまして、総務省として考え方を取りまとめたいというふうに考えている次第でございます。

この資料の構成でございますけれども、左と右に分かれてございまして、左のほうはこの囲みにも書いてございしますが、本年6月22日にまとめました地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方の関係部分を要約して記述したものでございます。ただ、右の欄、今回記述をする欄に合わせて、構成を若干入れかえてございます。右の欄でございますけれども、左の欄の記述を前提といたしまして、地方自治法抜本改正についての考え方を、今回新たに記述したものでございます。全体の構成についてはご覧いただきたいと思えます。

この第二分科会関係をご説明申し上げます。

2ページ、ご覧いただきたいと思えます。4という項目でございますが、住民自治制度の拡充という項目を立ててございます。（2）代表民主制を補完する直接民主制的手法の充実ということで、直接民主制関係の総論をまず書いてございます。なお、この総論に基づきまして、住民投票、直接請求、それからこの左にあります、③住民訴訟制度の見直しと項目を立てているわけでございますが、①②につきましては、これは第一分科会関係でございますので、省略させていただいてございます。

総論のところでございますが、まず右の欄でございますけれども、まず現行の地方自治制度は代表民主制を前提とした上で、それを補完するものとして直接民主制的手法を取り入れているとしておりまして、それに基づいて、現行制度について記述してございます。

沿革としてということでございますが、過去、重要財産、営造物の独占的利益付与、独占的使用の許可、戦時中の強制合併市町村の分離、市町村の境界変更、市町村合併、自治体警察の廃止について、住民投票制度が設けられていたということを紹介してございます。

最後の○でございますけれども、代表民主制は今後においても地方自治制度の根幹をなすものであるとしつつ、下から2行目でございますけれども、二元代表制による現行の代表民主制を前提としつつ、これを補完するものとして現行の直接請求制度の拡充を図るとともに、一般的な住民投票制度の導入についても検討すべき時期に来ているということでございまして、主に第一分科会関係、①②を、住民投票直接請求を念頭に置いた形でございまして、総論を書かせていただいているところでございます。

当第二分科会関係といたしまして、この中で、③住民訴訟制度の見直しを記述してございます。最初の○の3行目からでございますが、この訴訟、いわゆる4号訴訟のことを言っているわけでございますけれども、これに関して、近年、地方公共団体が、当該訴訟の対象になっている長等に対する損害賠償請求権等を、議会の議決を経て放棄する事例が見られるとしてございます。

次の行でございますが、このような放棄の効力に関する下級裁判所の判断は、住民訴訟制度を根底から否定するものであり、放棄のために行われた議会の議決も議決権の濫用に当たるため無効であるとするものと、放棄のために行われる議会の議決を行うか否かは住民の代表である議会の良識ある合理的判断に委ねられており有効であるとするものが対立している状況にあると、現状を紹介してございます。

次の○でございますが、このような損害賠償請求権等の放棄については、住民に対し裁判所への出訴を認めた住民訴訟制度の趣旨を損なうことになりかねず、これを制限すべきであるとの指摘があると。また、そもそも現行制度下でも、損害賠償請求権等の放棄には内在的な制約があるとする意見がある一方、こうした違法性の判断とは全く別に、議会が政治的、政策的な観点から損害賠償請求権等を放棄することはあり得るのではないかとの指摘もあるとした上で、最後の○でございますけれども、このようなことから、住民訴訟の対象とされた長等に対する地方公共団体の損害賠償請求権等の放棄に関し、住民訴訟係属中及び判決確定後の放棄制限の要否や、放棄する場合の具体的要件について、判例の動向を見きわめながら引き続き検討をしていくという記述にさせていただいているところでございます。

次に、3ページ以降、監査制度・財務会計制度のあり方ということでございまして、(1)が監査制度のあり方でございます。左の記述は、6月の基本的考え方でございますので省略させていただきまして、4ページになります。

見直しの方針というところでございます。6月の基本的考え方において、監査委員制度、

それから外部監査制度については、廃止を含めて、ゼロベースで見直すという方向性を出したわけでございまして、それを前提としながらここの記述をしているわけでございまして、廃止を含め、ゼロベースで大胆に制度を見直すこととし、制度を再構築する場合、次のような見直しの方針が考えられるとしてございます。

以下、7月にお示しいたしました見直し案のサマリーを記述しているところでございます。①地方公共団体の内部の主体が担うべき監査と外部の主体が担うべき監査という項目で、内部と外部にどのような機能を担わせるべきなのか、内部の監査機能と外部の監査機能にどのようなものを担わせるべきなのかということの考え方を記述した部分でございませぬ。

最初のポツでございませぬが、正確性の観点から監査を行う決算審査、例月出納検査、基金の運用状況の審査、健全化判断比率の審査については、財政状況を対外的に正確に公表するため、外部のチェックを強化する観点から、外部主体が担うと。

次のポツでございませぬが、合規性の観点から監査を行う財務監査については、長の内部統制体制の整備による自己チェック体制の強化と、それから一定の独立性をもった機関のチェックによる内部統制の適正さを担保するという観点に立って、内部主体が担うという整理にしておりました。

それから、3つ目のポツでございませぬが、3Eの観点から行う行政監査については、議会の監視機能や長の行政評価等の類似の機能に委ねることとし廃止すると。

要求監査のうち、事務監査請求による監査、住民監査請求による監査、職員による現金等の損害事実の有無の監査については、これは住民自治の保障の観点から存置すると。この場合の監査を担うべき主体としては、内部か外部、いずれもあり得るとしておりました。

次のポツでございませぬが、長または議会の請求による監査については、長や議会のそれぞれの本来の機能として実施することが可能であり、廃止すると。

財政援助団体の監査、指定金融機関等の監査については、財政援助団体等は長が、指定金融機関等は会計管理者が自らチェックすることとし、廃止するというところでございませぬ。

2番目、地方公共団体の内部統制システムということでございませぬけれども、まず(i)といたしまして、地方公共団体は法令等の遵守等の目的を達成するための体制の整備等必要な措置を講ずる義務、及び内部統制の実施状況を議会及び住民に報告・公表する義務があるものとし、その旨を地方自治法に規定すると。

(ii)でございませぬが、地方公共団体は、条例等により次の体制を構築するものとする

ということで、5つほど挙げております。

首長及び職員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制、リスクの管理に関する規程その他の体制、内部統制の整備・運用の状況に関する報告及び公表、その他内部統制の整備・運用を行うための体制でございます。

(iii)でございますけれども、その上で、定期的な管理職等に対する周知徹底、モニタリングの実施、ルール・体制についての適宜見直し等を行って、P D C Aサイクルとして機能させ続けるということでございます。

具体的な制度設計案ということですが、こうした方針を踏まえた具体的な制度設計として、次の3案が考えられるということで、後ろのほうに、別紙ついでございますが、これは7月にお示ししたものをそのまま添付しているものでございます。

それをまた、そのサマリーを書いたのが、以下の記述でございまして、見直し案1といたしましては、長の責任の明確化及び監査機能の外部化ということでございまして、監査機能のあり方としては、長の責任をより明確化するとともに、独立性・専門性をより高めるため、監査の外部化を進める。具体的には、予算執行等については長が内部統制機能としてチェックを行うと。決算等については、外部監査人が監査を行うと。

内部統制体制についてでございますけれども、内部統制システムの整備の決定等を長に義務付け、責任を明確化する。長の補助機関としての内部統制担当部局が内部統制のモニタリングを行うと。

外部監査体制としては、全国単一の監査共同組織が、外部監査人の指定、監査基準の設定、資格付与及び研修を担う。公信性を担保するための監査は外部化し、決算審査、健全化判断比率の審査をはじめ、要求監査及び合規性の随時監査等を外部監査人へ委託すると。

見直し案2でございますが、内部と外部の監査機能の明確化という考え方でございます。

監査機能のあり方でございますが、内部の行う監査と外部の行う監査を明確化するというので、具体的には、予算執行等については内部監査役が監査を担う。決算等については外部監査人が監査を行う。

内部統制体制でございますけれども、見直し案1と同じように、内部統制システムの整備の決定等を長に義務づけ、責任を明確化すると。

長の補助機関としての内部統制担当部局が内部統制のモニタリングを行うと。

内部監査体制でございますが、この案の2では、長の補助機関である会計管理者とは別

に独立した執行機関として「内部監査役」を設けると。この内部監査役は、議会の同意を得て長が任命ということをご想定しているものでございます。

外部監査体制でございますが、全国単一の監査共同組織が、外部監査人の指定、監査基準の設定、資格付与及び研修を担う。

決算審査、健全化判断比率の審査及び合規性の随時監査等を外部監査人へ委託すると。

見直し案3でございますが、監査機能の共同化ということございまして、監査機能のあり方については、地方公共団体が監査共同組織を設立して、監査等を共同して行う。予算執行や決算等については地方監査共同組織が監査を行う。

監査機能の共同化のあり方でございますが、複数の地方公共団体が地方監査共同組織を設立して定期監査等を行うこととし、併せて決算審査等についてもこの組織で行うと。

組織の設立の主体は都道府県単位の構成。

全国単一の監査共同組織が、監査基準の設定、資格付与、研修を担うということございまして、以上の記述は、繰り返しになりますが、7月にお示しした案を、そのサマリーを記述したということでございます。

今後の検討の方向性でございますけれども、こうした見直しの方針及び具体的な制度設計案についてはということでございますが、独立性の確保、監査結果の品質管理、監査・公会計基準の設定、監査目的の明確化が必要だというような意見。

見直し案2は、規模の大きな地方公共団体に適し、見直し案3は規模の小さな地方公共団体に現実的であるという意見。

監査の専門性向上のために、監査共同組織による監査関係者に対する研修が必要であるという意見がありましたけれども、一方で、地方公共団体の監査関係者を中心として、現行の監査委員制度の運用面を充実させればよいのではないかと。行政監査、長または議会の請求による監査を廃止する必要はないのではないかと。新たな組織を創設することは、費用が膨大になり、行財政改革の流れに逆行するのではないかと。

次のページでございますけれども、統一した基準は必要なく、各地方公共団体のマニュアルで対応できるのではないかと。公会計監査の専門資格を設けるということまでは、必ずしも必要ではないのではないかとという慎重な意見があることを紹介してございます。

次の○でございますけれども、会計検査院が行った平成20年次から平成22年次までに行われた都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況の検査の結果、検査対象となった47都道府県及び18政令指定都市すべてにおいて、不適正な経理処理

により需用費を支払われていたなどの事態が判明していると。卓上配付の資料で、会計検査院の決算報告を添付してございます。

また、地域主権戦略会議において、権限と財源の両面から地方公共団体の自主性、自律性を拡大させる改革に取り組んでおり、地方公共団体はこうした改革に応じてこれまで以上に説明責任を果たしていくことが必要になる。

次の○でございますけれども、こういうことから、監査機能の充実・強化は、喫緊の課題であり、具体的な制度設計の3つの案を踏まえ、制度化に向け、それぞれの監査の対象及び観点、担うべき主体とその責任のあり方を含め、関係者の意見を聞きながらさらに詳細な検討を行うとしてございます。全国統一の監査基準の設定、監査の専門資格制度、研修等人材の育成方策、さらにはこれらを担う主体としての監査共同組織のあり方などの課題についても併せて検討を進めるという記述にさせていただきます。

最後に8ページでございますけれども、財務会計制度のあり方でございます。

同様に、左のほうに6月の基本的考え方の要約を記述してございますけれども、右に今回の記述といたしまして、今後の検討の方向性ということを記述させていただきます。

最初の○でございますが、現金主義を基本とする現行の予算・決算制度については、財政状況に関する情報を正確かつ簡明に地域住民に公開していく観点から、また、地方公共団体による資金調達に当たって金融機関への財務情報の提供の観点から、発生主義の考え方を取り入れた財務4表の作成が必要という考え方がある。一方、全国一律に義務づける必要はなく、現行の制度を維持しつつ発生主義の考え方を取り入れた財務情報については個々の地方公共団体が必要性を判断し、工夫を凝らしながら提供することが望ましいという議論もあると。

これらの点を含め、財務会計制度については国の制度との整合性を踏まえ、地方公共団体の実務に無用な混乱が生じないように配慮しつつ、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から見直しを行い、その具体的な方策について、引き続き検討していくとしてございます。

また、地方公共団体間の比較可能性、統計上の必要性、統一的な監査基準による監査という観点からの課題、ICTの活用による効率化を前提に、標準化、統一化という方向を考えるべきという指摘についても配慮する必要があるとしてございます。

さらに、現行の財務会計制度については、地方公共団体の財務会計に係る事務を行う上

で不都合となっている実務的な問題点があり、例えば、次の点について検討を進め、早期に結論を得るとしてございます。

ここで例示として挙げさせていただきましたので、私人への歳入の徴収又は収納の委託の範囲の拡大、普通財産の信託の範囲の拡大、入札の開札時の立ち会い者の義務付けの撤廃というものでございました。これらについては、本専門委員の皆様からいただいたご意見も踏まえて、さらに検討してまいりたいというふうに考えてございます。

地方自治法抜本改正についての考え方についての説明は以上でございます。

参考までに、先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども、平成21年度会計検査院の決算報告の抜粋をお手元に配付してございますので、簡単に触れさせていただければというふうに思っております。よろしゅうございますでしょうか。

1 ページ目の3の検査の状況でございますけれども、本年度検査対象になりましたのが9都県、16政令市及び千葉県、これを26都県市ということでございましたが、その結果、表1のとおり不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金または旅費を支払ったりしていたものが12億2,400万余円見受けられたということで、一覧表がついてございます。

ページを打ってございませぬが、4ページ目でございますけれども、具体的にどのような点に不適正経理が見られたかということでございますが、まず、アで需用費の支払いということでございますけれども、①預け金という点では、12県市、6,924万余円と。それから、③差替えというところでは、23都県市、1億1,072万余円というものがあつたと。それから、次のページでございますが、翌年度納入ということでは、25都県市、2億1,423万余円というものでございました。個別の団体ごとには表がついてございません。

さらに、その2ページほどおめくりいただきまして、賃金の支払いというものがございますけれども、臨時職員による賃金の支払いに関しましては、17都県市について3億7,508万余円が補助の対象とならない用途に使用していたという指摘があつたということでございます。

それから、旅費の支払いについても、補助の対象とならない用途に使用していたものがあつたという指摘でございます。

次のページでございます。(2)というところでございますが、20年次から22年次までの間における本院の検査の状況ということでございますけれども、これは3年間検査を



行ったわけでございますが、その結果、先ほど考え方の中にも触れさせていただきましたけれども、47都道府県、18政令市において検査した結果、全団体において何らかの不適正な事項が判明したということが記述されているということでございます。

最後のページでございますけれども、その上で会計検査院の所見が、4ということで述べられてございます。3行目あたりでございますが、予算執行の適正化、会計事務手続における職務の分担による相互牽制機能の強化、職員に対する基本的な会計法令等の遵守に関する研修指導の徹底などを求めているものでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**【確井主査】** どうもありがとうございました。

それでは、これから皆様からご発言をいただきたいと思いますが、その前に確認といえますか、先ほど来お話に出ておりますように、本日、資料として配付され、ただいまご説明いただきました地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）という、これは12月に総務省として取りまとめられる予定の資料ということになります。普通の審議会等の場合ですと、審議会として、諮問に対する答申ということで取りまとめを行わなければならないという憂うつな作業をしなければならないのですが、どうやら、こういう流れからいたしますと、今までの私どもの分科会における議論が正確に伝わっているかどうか、つまり、この取りまとめに当たって誤解をして記述されている箇所がないかというような点検、これは私どもとして最低限やらなければならないことです。

それからまた、総務省が取りまとめるに当たりまして、参考になるような意見をこの際申し上げると、こういう趣旨で、大変気が楽になるのは、この暮れも近いときに、必死で取りまとめに苦勞するというようなことをしなくて済むということですから、分科会の座長としてはこんなにありがたいことはないということを冒頭に確認させていただきまして、どうぞ、皆様からご発言をお願いいたします。

それでは、議論しにくいと思いますので、せっかくだから、まず冒頭に、住民自治制度の拡充という箇所、(2)の代表民主制を補完する直接民主制的手法の充実というところの③として、住民訴訟制度の見直しというのがございまして、これは資料の2ページ目の、先ほどご説明いただいたとおりであります。この項目につきまして、もしご発言がありましたらお願いいたします。

ポイントは、一番最後の「このようなことから」という〇のところだと思いますが、住民訴訟係属中及び判決確定後、これは当然のことながら、趣旨としては請求認容判決確定

後ということだろうと思いますが、判決確定後の放棄制限の要否や、放棄する場合の具体的な要件について、判例の動向を見きわめながら引き続き検討していくということで、少し慎重に考えていくべきではないかというのが総務省さんの原案ということですが、いかがでしょうか。特に——はい、どうぞ、西尾委員。お願いします。

【西尾教授】 私は、この問題について決して専門家ではないので、ちょっと聞きたいだけなんですけれども、この件は地方制度調査会でもずっと議論されてきて今日に至っているわけで、そのとき、地方制度調査会では斎藤委員が、かなり強く、この問題は指摘しておられたわけなんですけれども、そのときは、専ら住民訴訟係属中の扱いをどうするかということに絞って、少なくとも、まだ係属中に議会が放棄の議決をするというのは適当ではないのではないかと。要するに、裁判所が適法か違法かを判断する道を閉ざしてしまうわけで、それはいいことではないという、そこに絞って議論していたので、それはそうではないかと、私もその限りではそうではないかというふうに賛成したんですけれども、ここでこういうふうに慎重に引き続き検討するというのは、いずれ、最高裁の判断も出てくるかもしれない等々の動きがあって、それを様子を見た上でのほうがいいんじゃないかというご判断なのでしょうけれど、この住民訴訟係属中及び判決確定後の放棄の制限というふうに広げてしまえば、検討しなきゃならないことは非常に多くあるわけだから、最高裁の判断も見た上で考えたいというのもよくわかるんですけども、係属中のことに限定して差し当たり措置をとることも適当ではないのかな。そこがちょっと私に、もうひとつストンと落ちないんですけど、もう少し考え方を説明していただければと思います。

【碓井主査】 では、お願いいたします、総務省さん。

【安田行政課長】 はい。経緯につきましては、西尾委員ご指摘のとおりでございます。29次地制調では係属中について議論が行われて、それは放棄を制限すべきだという方向で答申をいただいたというふうに記憶をしております。

昨年の段階でも、これを立案するかどうか議論になったわけですが、その中で係属中についてだけ制限をかけるということになると、その後は放棄が全く自由だというふうに逆にとられるのではないかというご指摘もございました。そういうことも踏まえて、この地方行財政検討会議でご議論いただいた際には、係属中の放棄の制限の問題とあわせて、確定後の放棄の制限の議論、それから、逆に放棄の制限というよりも、今の住民訴訟制度というのが広過ぎるのではないかという、これはまた本会議での構成員の方からのご指摘も踏まえて、それも検討項目の対象としてあわせて議論を行ってきたという経緯があ

るわけでございます。

そうした中で、これも西尾先生からご指摘いただきましたように、この放棄の制限についての基本的な考え方が、高裁レベルで大きく異なる考え方が出ているということがございましたので、今回の方向性としては、その3つまとめて議論したものをあわせて、引き続き検討という整理にさせていただいたということでございます。

【碓井主査】 西尾先生、よろしいですか。

【西尾教授】 ほかに、碓井先生をはじめ、もっと専門家たちがどう判断なさるのかに任せますけれど、要するに、従来は訴訟係属中のことだけを考え、念頭に置いてただけで、確定後のことと、それを切り離して扱うことはあまり適切じゃないかもしれないという議論になってきたと。そこで、一段と慎重に考えたいと、こういうご趣旨ですよね。それはそれでいいのかどうかはほかの方々のご発言に任せますけれど、もう一つ、あまり詰めて議論はしなかったんだけど、この住民訴訟で賠償請求が確定して、今度は払うという段階になって、長なり職員なりは、どこまで払わなきゃいけないんだという議論もありましたよね。それに、そのことに関して、議会もそれでいいと言っていたときに、議会の議員に責任はないのかという議論もありましたよね。今回のこのまとめでは、放棄するほうがいいのかどうかとか、そういう問題よりも、判決が確定して賠償責任が生じて払うというときに、一定の長等の賠償責任には限度が設けられるべきではないかという議論もあったんだけど、それは全く、この引き続き検討する項目にも入ってないのですが、それはもう考えないということなんですか。それとも、どうなんでしょう。

【碓井主査】 どうぞ。

【安田行政課長】 それも含めてというふうに考えているのでございますが、この記述で若干、今見直しております、十分でない部分があるかもしれませんので、その部分については再度検討させていただきたいと思えます。

【碓井主査】 今、そうすると西尾先生からご指摘いただいた1つは、訴訟係属中と判決確定後の関係で、従来は訴訟係属中に的を絞った議論がなされてきたというのに対して、並列的に書かれている点をどう考えるかということですね。これは確かに、総務省さんがお考えになればいいことですが、デリケートで、及びというふうに書くと、ある種の誤解を与えるとすれば、訴訟係属中、さらにはとか、何かデリケートな表現もひょっとすると工夫ができるのかもしれないという気がいたします。

それから、今の賠償責任の要否とか、それも慎重にご検討いただければという気がいた

します。

ほかに、皆様からご意見等ございませんでしょうか。

**【西尾教授】** 余計なおしゃべりですけど、ご承知のように、公益法人制度改革が進んでいて、現在、財団法人である団体はみんな一般財団か公益財団か、分けていかなくちゃいけないので、私の属している調査会も同様の課題を背負っているんですけど、今度の公益法人制度では、公益財団の役員たちはちゃんと賠償責任が法定されていて、私の場合なら、理事長がもし賠償責任を負ったならば、年俸の何年分というのが限度額になっているんですよ。改めて、ああ、そうかと思っているんですけど、そういうことが起こったら、6年分だか何だかは、少なくとも払わなきゃいけないのねということになるんですけど、やっぱり世の中全体がそういうふうな、会社法もそうなり、財団法人もそうなってくると、私は、この公共団体の責任者たちの賠償責任にも一定の限度額を設けられていいのではないかという気はするんですけどね。

**【碓井主査】** どうもありがとうございました。

ほかに、この項目についてございませんでしょうか。

それでは、一応、この住民訴訟制度の見直しの点についてはこの程度にいたしまして、次は4ページ以降で、これは監査の項目ということになります。その見直しの方針ということで、5ページにかけて書かれていますが、このあたりのことについてご意見等をいただけたらありがたいのですが。

**【安田行政課長】** すみません。監査の関係につきまして、お手元に卓上配付させていただいてございますが、石原委員のほうからご意見出ておりまして、事務局のほうからご紹介させていただきたいと思っております。

**【碓井主査】** お願いいたします。

**【安田行政課長】** まず、1点目、4ページの右側の欄の、地方公共団体の内部の主体が担うべき監査と外部の主体が担うべき監査の項目でございますけれども、これにつきまして、3Eの観点から行う行政監査については、議会の監視機能や長の行政評価等の類似の機能に委ねる一方で、議会や長が、他の地方公共団体との各種の比較において3Eを考量するための判断資料・データの作成機能を、全国単一の監査共同組織や地方監査共同組織に委ねるべきではないかというご意見でございました。

それから、5ページ右側の②地方公共団体の内部統制システム、(i)でございますが、これは主語を「地方公共団体は」ではなく「地方公共団体の長は」とすべきではないかと

いうご意見でございました。

それから、その(ii)でございますが、「次の体制を構築するものとする」の箇条書きの箇所に「・首長及び職員の職務の執行が、業務の有効性及び効率性を確保するための体制」と「資産の保全と負債の管理を徹底するための体制」というのを加えるべきではないかというご指摘でございました。

以上、ご紹介させていただきます。

**【碓井主査】** 石原委員からのご意見の内容をご紹介いただきました。ありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、今のご議論ももちろん含めて、皆様からご意見等をいただきたいと思っております。

早速ですが、石原委員のご指摘は4ページの黒ポツの3番目ですか。主として3E、経済性、そこですか、じゃないか、ちょっと失礼。

**【西尾教授】** 4ページの右側の真ん中あたり。①のちょうど真ん中ぐらい。「主として3Eは」というところですね。

**【碓井主査】** そうですね。ここの箇所のご意見が出されておりますが、何か。

はい、石川さん、お願いします。

**【石川市場長】** 1つまず確認させていただきたいんですが、左側に6月22日の記述がありますけれども、今回、右側の記述との整合性というか、6月22日の言い方の修正みたいなものも含めて、今回入ってもいいのかどうかというのを聞きたいんですが、実は、何を言いたいかということ、6月22日の基本的な考え方の、監査の見直しでございますけれども、要するに、冒頭、めぐる状況のところ、最近の不適正経理があるんですけども、それは監査の不十分という言い方から、6月22日は入っていると思うんですね。この表現が、さきの地方自治体の監査の方々のお話を聞いたときに、かなりその言い方に感情的になられたかなというような気がしておりました。

そこで、議論をしていく中で、今の監査委員制度の問題もあるけれども、長というか、内部の内部統制の不足というか、これも極めて大きい出来事でございますので、もしそれを修正するという要素を入れるとしたときに、今、5ページの②に下がっているんですけども、地方公共団体の内部統制システムを掲げていただくときに、まずこちらのほうを先に出してくるというか、そして、議論、これまでもありましたけれども、要するに、地域主権が進む中で、その本旨というか、もう各自治体は当然に内部統制システムをしなきゃだめなんだぞというようなものを先に出した上で、①の監査の修正点を、その後に記述

したほうがよろしいかなど。要するに、地域主権の本旨として、自治体は内部統制システムを当然やっていくんだぞというような論点も強調されながら出されてはいかがかなというふうに感じました。

以上でございます。

**【碓井主査】** どうもありがとうございます。この点、何かコメントありましたら、どうぞ。

**【久元自治行政局長】** 総務省でまとめます、この基本的な考え方の作り方なんですけれども、6月22日に考え方ができているわけで、それはそれとして、またこの12月に新しいものをつくるということではなくて、6月のものにその後の議論をつけ加えたり、修正するというふうに考えております。

ただ、6月は親会議も含めて相当議論をしていただいていたので、そこは、修正するについては、それなりにその後の状況の変化ですとか、変える理由というものがはっきりある必要があるとは思いますが、基本的にはそう考えております。

**【碓井主査】** 今、ついでに遠松さんあたり、何か。先ほどの石川さんのご発言を受けて、コメントありますでしょうか。監査の関係者の反発があったのはその辺にあるんじゃないかと。

**【遠松課長】** そうですね。石川委員がおっしゃいましたように、やはりこれは、私ども自治体の中でもそうですし、この間のヒアリングの中でも感じたことは、やはりこの不適正経理云々も含めて、その問題というのが、そもそも監査制度だけに起因する問題なのかどうかというのは、大きく認識の部分ではあるかと思えます。ただ、今の前提の中で考える、今、総務省さんの発言の中の前提で考えるのであるならば、今回のこの報告の中でも、引き続きこの問題については、自治体関係者の意見も聞きながら詳細な検討を行うというような形で、問題点については検討課題ということで整理されておりますので、それにつきましてはこういった方向性でよろしいのではないかとというふうに考えております。

**【碓井主査】** ほかにいかがでございますでしょうか。

では、武川さん、お願いします。

**【武川課長】** 内部統制ということの中で、これから地方自治体におきましては、今まで以上に住民の皆さんからいろいろと信頼を得ることが大切になってまいりますし、内部統制がしっかりできている自治体と、また、そうでない自治体との差が大きくあらわれてくるのではないかとと思いますが、このように内部統制をモニタリングとか、内部統制の監

査ということの中で、そういうものが強化していくということは必要でありますし、重要だと思っております。

ただ1点、この中で、前回のときのたたき台の、地方自治体からの監査についての意見の中で、行政監査を廃止するということについては方向性が逆行しているというような意見もあったんですけど、内部統制をしっかり強化して、第三者も含めた中の行政評価とか事務事業仕分け、こういうものもしっかりと導入をしていくということの中で、行政監査を、そういうことでそっちが十分機能していけば、行政監査というものも廃止をしていくということも必要ではないかなと、そのように思っております。

【碓井主査】 よろしゅうございますか。はい。ほかにいかがですか。

どうぞ、西尾先生。

【西尾教授】 あんまり素人がしゃべらないほうが無難なんですけど、先ほど、石川市場長から出た問題ですね。6月のまとめのときの冒頭の監査制度をめぐる状況というところの書き方は、一部の地方公共団体で不適正な決算が調整され、監査委員の審査が不十分であったためというふうに、まず決算のほうから言っているんですよ。不適正な決算、それから監査委員の審査が不十分と、こういうふうに並んで書いているので、順序としては、そういうふうにきちんと書いてあるんですね。ですから、この4ページから5ページの今回の見直しの方針のところの書き方も、もしかしたら、①②の関係、内部による監査と外部による監査とあるとあって、監査から始まって①になって、②で内部統制になっているんだけど、まず石川さんのおっしゃったように、内部統制こそが肝心だといって、今②に書いていることが①になって、そして、①が②になったほうが、この監査をめぐる状況の書き方からも、一貫しているような気もするんですよ。そこの位置関係を変えるというのは、ひょっとしたらいいアイデアかなと私は思いましたということです。

【碓井主査】 ほかにいかがでしょうか。

これは動きが急にだからあれなんですけど、内部統制について、私、前に研究会に加わっていたときには、こんなに早く地方自治法に規定するなどというふうに進むとは思っていませんでしたが、今回の総務省さんが取りまとめられる予定のものでは、それが入ると、こういうふうに理解していいわけですね、この書き方として。

【安田行政課長】 この部分の見直しの方針というところの記述というのは、基本的に7月にお示ししたもののサマリーを書いているわけですが、その中で、やはり内部統制の構築というのは非常に重要な要素ということで、すべての案に共通するものとし

て、重要な要素として位置づけをしたわけでございます。

結論は、あくまで最後のまとめのように、今後、関係者の意見を聞きながら、さらに詳細な検討ということではございますけれども、今のところ、そういう位置づけのもとで議論していこうというふうに考えているという次第でございます。

【碓井主査】 ほかに何か。西尾先生、お願いします。

【西尾教授】 石原構成員から出ている修正意見の、冒頭のもので、3 Eの観点から行う行政監査についてはというところの問題提起なんですけど、石原さんはここにいらっしゃれば、これは熱弁を振るわれるところだと思うんですね。前回はイギリスのローカル・オーディット・コミッションのことを随分詳しく紹介しておられましたけれども、あそこが機能してきた大きな、いい効果を及ぼしてきた1つは、この3 Eの監査をしているということなんです。それをさまざまな自治体の横の比較ができる団体が行っているということが、あの監査制度のいいところだということを力説しておられたわけで、したがって、日本でもいずれ全国的な単一の監査共同組織をつくるとか、地方公共団体が連合してつくるとか、あるいは、その全国単一までいけなくても、都道府県単位の共同監査組織をつくるというようなときには、その機能を持たせたほうが、より一層いいのではないかと判断があるんだと思うんです。

私もそのイギリスのローカル・オーディット・コミッションをかつて勉強したときに、なかなかいい制度だなと思っていた、いいと思う点の1つはこの点にあったわけで、せっかく監査共同組織を、全国単一なり都道府県単位なり、将来はつくろうかということを考えるのならば、3 Eの観点からの行政監査は、もう、そこにも委ねない、廃止するんだと、議会と長に任せるんだと、こういうふうに言い切っちゃうことがいいのかなというのは、私も少しひっかかります。

従来、どこまでのことができたかは別として、現在、ある監査委員制度の監査委員の方々も、我々も、行政監査をしなきゃいけないのだということで、効率性の監査とか、有効性の監査がどこまでできるかと、それなりにいろいろ工夫して努力をされた部分じゃないかと思えますし、特に外部監査人に委託をして行うというときの公認会計士事務所が引き受けてやったりしたものでは、この3 E的な監査が目立つんですね。かえって、そこそ一生懸命やろうとしていたというようなケースがある。東京都に出してきた外部監査人の報告なんていうのは、そういう種類のものがかなりあるのではないかとこのように思うので、それを、そうやって今までおのおの努力してきたところを、もう廃止だと。外部監査



人にはそれは期待しないというふうに言い切ってしまう方がいいのだろうかということが少しひっかかりますと。その点では石原さんと同じような疑問をちょっと持ちますということだけ、申し上げます。

【碓井主査】 はい。ほかに何かございますでしょうか。

ちょっと確認すると、石原先生と今の西尾先生の若干の違いは、そういう全国か、もう少し小さな単位かは後にして、共同組織というものの重要性という点では共通なんですが、石原先生のこのメモでは、議会の監視機能や長の行政評価等の類似の機能に委ねるということ自体は認められた上で、比較のための資料等の作成機能ですか、それを共同組織に置く。西尾先生は、むしろその共同組織が出てきたときには、その監査機能をそこをお願いする、若干そういう違いがあるということですね。

【西尾教授】 なるほど、うん。

【碓井主査】 はい。ほかに何かございませんでしょうか。

4ページ、かなり細かい事柄を書いているものですから、私、事前にちょっと目を通したときに、例月出納検査というのについて外部主体が担うと書いてありますけど、外部主体が例月出納検査なんてことにわざわざ乗り出してもらいたいだろうかという疑問を持ったりして、事務局に事前にご説明いただいたときに、ちょっと投げかけたりしたんですが、これはむしろ、地方公共団体の方に、今日は監査のほうではない部門ですから、監査を受ける立場なのかもしれませんが、これは大丈夫でしょうかね——大丈夫でしょうかねって、外部主体が例月出納検査を行うというのは、石川さん、大丈夫でしょうか。質問の仕方が変ですが。

【石川市場長】 この右側の構成が、さっきも出たたたき台の論述だとすれば、これでいいかないうふうには思っておりましたけれども、最後に、今後また詳細に議論していくということですから、その中で議論されるでしょうけれども、基本的には、石原先生もおっしゃっていましたが、決算審査やら例月審査という部分については、正確性の部分を外部に出そうという議論が進んでまいりましたので、よろしいのかなというふうに思います。

ただ、また話戻りますが、先ほど石原先生から出たレポートの中の3Eの部分については、当然、そういう外部団体が全国統一のデータの作成をしながら、それを活用するのは、要するに、外部の監査機関もしかり、内部の監査役もしかり、内部統制セクションも、これは使うことになると思うんですね。

前回の会議の最後に石原先生がおっしゃっていたとおり、まさに今、内部監査組織も、監査役も、外部も含めて、緩やかな連携というか、自分の監査をするに当たって緩やかな連携が不可欠だというのが、前回、結びとしてあったと思いますので、そういう意味では、石原先生の出されたレポートの一番上については、私も賛成であります。

**【碓井主査】** ほかにいかがでございましょうか。

今回、大まかな見直しの方針を総務省さんがまとめてくださるからいいわけですが、これから、こういう共同組織を設けるという場合に、国自体が設ける場合ですと、そのサービス提供はただでもいいという議論が成り立つんですが、そうでない場合には、その業務量に応じて、しかるべき対価を払わなければならないという問題も当然生じてくるかもしれませんので、やや面倒くさい作業がこれから必要になるかもしれないという気がいたします。

それで、石原先生の2番目の、これは②の(i)ですか、この(i)の「地方公共団体は」という主語は、「地方公共団体の長は」とすべきだと、これは多分、石川先生、あれですよね、内部統制体制の構築というのは、首長の責任に属することであるから、そうすべきではないかというご主張で、これは総務省さんからコメントいただければ。

**【安田行政課長】** 私どもも、内部統制体制の構築は首長の責任だというふうに思っています。記述の仕方なんですけれども、この括弧に条例により体制整備というふうに書いてしまいました。しまいましたといえますか、という書き方にしたので、その頭に、地方公共団体はという書き方にしたのでございますけれども、長が行うということを明確化するように、記述の仕方を考えたいというふうに思っております。

**【碓井主査】** それでは、今、大分内部統制のほうに移っておりますが、②の項目で、何かご意見等、さらにありますでしょうか。

これは武川さんにご質問して、大変失礼なんですけど、これ、やれと言われても大変ですよというご意見が、かつてはあったような気がするんですが、武川さんのところでやれと言われてたら、大丈夫でしょうか。もし首長になられた場合。大変酷な質問で申しわけありません。しかるべきアドバイザーがいればいいということでしょうかね。

**【武川課長】** やるということの中でどうかということなんですけど、とにかく、内部統制の重要性というのがこれからすごく出てくると思うので、そういうことの中でも、ちょっと先ほども言ったんですけど、かなり自治体によって、それがしっかりできているところと、そうでない自治体というのがかなり格差が出てくると思うんですね。そういう中

で、その内部統制という重要性はしっかりと認識していかなければならないかなど。一応、そういうふうに思っていますけれども、そういうことの中で、どういう体制かということも出てくるんですけれども、やっていくことは、これは絶対必要だと思っています。

**【碓井主査】** これはあれでしょうね、見直しの基本的な方針だからいいわけですが、条例等により次の体制を構築するものとして、(ii)、言っているんですが、これは当然、地方公共団体の規模とかいろいろなものによって、濃淡、さまざまなものが考えられるわけですね。だから、そういう意味では、条例等によりという中には、そういう選択の幅というか、それは当然包含しているというふうに理解してよろしいんでしょうね。そうでないと、これを見たときに、これ、全部きちっとやらなければ置いてけぼりを食うのかという不安を抱かれると、こういう自治法改正は通らなくなってしまうような心配もするものですが、その辺、どうなんでしょうか。

**【安田行政課長】** この記述は、一般的に内部統制として構築しなければならないと考えられているものを、一般的に記述したということでございます。具体的に、制度化する場合に、どの程度法律レベルで書いていくのかと。例えば、内部統制体制の構築をしなければいけないというところだけ書いて、あとは基本的に委ねていくということにするというのが、一番、一番といたしますか、縛りの少ないといたしますか、方向性だけを出すという案でございますし、もし具体的に、項目について何らかの形で示していくという考え方もあろうかと思えます。ここら辺につきましては、今後の検討の中で、その部分も含めて検討していくということにさせていただきたいというふうに思っております。

**【碓井主査】** わかりました。

それでは、次の具体的な制度設計案、ここは既に私どもで議論してきたものをまとめたということになっているわけですね。後ろの、今回大変見やすく、大きく引き延ばしてあります見直し案の、たたき台の見直し案の①から③までもついておりまして、そういう意味では、一応、私どもも加わった今までのことをまとめたということなんですけど、この箇所について、何かご発言ありますでしょうか。

では、ちょっと私から。進行役がしゃべってはいけないんですが、こういう、確かに私たち、見直し案を議論しましたが、それらをどういう目でこれから整理していくかというもの、むしろ、これからの考えると大事だと思うんですね。当然のことながら、適正な監査が行われるというのが出発点ではありますが、同時に、時折出てきた議論は、そのためのコスト、お金とか大きなコストがあることは当然ですが、そういうコストなり、どういう

軸を描いてそれらを切っていくかというか、整理していくか、それが、これからひよっとすると大事なことのようになってくるんですね。そういうとき、場当たりに答えたりしていったのでは、結局、すべての案が消えてしまうような不安も抱くものですから、もし皆様から、これからこういう見直し案を議論していくときに、どういう切り口でやっていったらいいかというご意見がありましたら、お願いしたいんですが。

それから、もちろん、折々顔を出すのは、地方分権なり地域主権に反する制度であるとか、そういう議論もありますから、そういう、これからまとめていく際の視点というか、そういうことについて、ちょっとご意見をいただければ。これは12月に発表されるものであまり参考にならないかもしれませんが、今後考えると、有益なことのように思いますので、お願いしたいんですが。

石川さん、何かもしありましたら。

**【石川市場長】** 過去の議論の中で、要するに、不適正経理があったときに種類が、やはりその不適正な経理の中身が2つあったと思うんですね。1つは、長は知らずに、一職員が個人的に不適正をやった場合。その場合に機能するのが、まさに先ほどから言っている内部統制なんだろうというふうに思います。

それと、いつもクロスオーバーで議論になって話が混乱するのが、もう1つは、組織ぐるみの不適正があったときに、内部統制ではいかんだろうと、外部の目でなきゃいかんだろうというようなものがいつも対立軸にあったように思いますので、やはり、その辺を住み分けた検討というようなものが、これからの検討の中で重要なのかなというふうに思います。

**【碓井主査】** どうもありがとうございます。

ほかに、遠松さん、どうぞ。

**【遠松課長】** 見直し案1、2、3の議論に当たってというお話でしたので、若干、発言させていただきますと、おそらく、今までいろいろな監査の関係の人のヒアリング等も踏まえて、意見を総合して考えると、おそらく、これまでもこの場での議論はしてあると思うんですけれども、都道府県だとか政令市とか、あるいはその自治体の規模等によって、やっぱり監査の現状、実績、能力等も違うと思いますので、そういった部分について、どこまで配慮がなされた議論がなされるのか。あるいは、こういった仕組みを1つつくったときに、それがどこまで、いわば自治体の制度として、いわば変更しなければならないのかどうか、あるいは自治体のほうで選択できるのかどうかというのが、根本としていろ

んな自治体の関心があるところだというふうに考えております。それが1点目。

2点目は、今回の議論で、もちろん内部統制というものについての重要性というものが、長なり自治体の責務として必要だというのは、これは至極当然のことだとは思いますが、一方で、内部統制というものについても、果たしてそれが、それだけで監査にかわり得るものなのかどうか。究極は、やっぱり監査という部分が最後は必要になってくる部分だと思いますので、やはり内部統制だけに過剰な期待をかけるというのも、現実としては難しいのではないかというふうに思います。

3点目としては、これは私の東京都の中でも話をしたときに出了ことなんですけれども、案1、案2、案3の中で、例えば、案2の中で内部監査役みたいな概念が出てきておりますけれども、そういった部分についての、おそらく役割だとか定義といったものが具体的ににならないと、おそらく議論がなかなか進まないのかなと。これはどっちが先かというのもありますけれども、そのあたりのイメージ、定義といったものについて、議論の前提として考えておいたほうがいいのかというふうに考えております。

以上です。

**【碓井主査】** どうもありがとうございます。ほかにご発言、ございませんでしょうか。

それでは、最後の今後の検討の方向性という、6ページから7ページにかけての、そのあたりで何か、ご発言お願いいたします。

ここは、どちらかという、最初の○のところはいろいろなご意見を紹介していると、こういうふうに理解してよろしいですか、安田さん。

**【安田行政課長】** さようでございます。

**【碓井主査】** この辺はいかがでしょうか。議論が不正確に伝わっているというような箇所、もしお気づきでしたら、ご指摘いただければいいんですが、2つ目の○、3番目の○も含めて、どうぞ、ご意見等。

そこで、○の2番目に関しましては、先ほどの机上配付資料で、会計検査院の決算検査の報告書が配られましたが、こういったものを私たちの議論にどう生かすかということなんです、今、さっと見ただけでは感想を申し上げるわけにもいかないのですが、皆様、いかがでしょうか。

これは先ほどの石川さんのお話からいくと、やはり、組織ぐるみのほうに振り分けられるものが多いということでしょうかね、預けとか。公務員個人で預けというのは、普通はなかなか考えがたい。ほんとに細かいものはあり得るかもしれませんがね。

【石川市場長】　そうですね。指摘事項にあった預けだとかは、まさに組織ぐるみということになると思います。金額的にも、件数的にも、そういうものが多くなるんだろうというふうには思います。

ただ1つ、この会計検査院さんの報告の中に、旅費ですとか賃金ですとかというのがありますが、これは会議の、まさに初回のレベルで議論されましたとおり、要するに、国の補助要綱どおりにしていないというような問題が、ウエートとしては多いのではないかと。ですから、やはり国庫補助金の見直しやら、一括交付金やらの制度の進展の中でクリアされていく問題が多く含まれているなという感想は持っています。

【碓井主査】　レベルの異なるものが、一括して不適正経理等という中で入ってくると。補助金の場合はですね。

7ページのところあたりで、特にございませんでしょうか。

特に一番最後の、忙しい人は最初と最後だけを読むということが多いものですから一番最後の○に書いてあるようなこと、地方公共団体の監査機能の充実・強化は、喫緊の課題であり、具体的な制度設計の3つの案を踏まえ、制度化に向け、それぞれの監査の対象、観点、担うべき主体と、その責任のあり方を含め、関係者の意見を聞きながら、さらに詳細な検討を行うと。全国統一の監査基準の設定、地方公共団体監査の専門資格制度、研修等、人材の育成方策、さらにはこれらを担う主体としての監査共同組織のあり方などの課題について、あわせて検討を進めると、こういうふうに結ぶというご方針なのでありますが、この辺についてはいかがでございましょうか。もっと重要なことが抜けているとか、そういう。どうぞ、逢坂政務官。

【逢坂政務官】　毎度、出たり入ったりで、つまみ食いの議論しかできなくて、本当に申し訳なく思っているんですが、監査制度、3つの案がご議論されて、どれもそれぞれ一理あるというふうに思います。その際に、自治体の現場として、選択性みたいなことを全面に押し出すのか、あるいは、ある種固定的な1つの制度として、そのもとでやるのかというのは、これは非常に大きなポイントだと思います。選択性の場合も、3つのパターンだけの選択性にするのか、ある種、アラカルト的かというと、オプションを幾つか用意して、組み合わせの数はもっと多様なことに、実際になっていくのかどうかということも、1つ、論点として大きいのかなというのは感じます。

それから、先ほど碓井先生から出されておりましたコストの問題については、これは相当議論が出るだろうというふうに思います。やはり、共同設置で何かをつくるということに

対して、結構、自治の現場でも、今、若干トラウマもございまして、これまでも共同設置で外の組織をつくってきた、うまくいっているものもある反面、そうでもないんじゃないかと言われているものもあるところで、うまくワークしていくのかどうかということと、お金の問題。特に、共同設置の場合、どの自治体がどれほど負担をするのだという拋出割合みたいなものも、自治体の規模は小さいんだけど、妙にそこだけが不正がいつも出ているなんていうところは、そこのお金、ペナルティー的に多くしたほうがいいんじゃないかみたいな議論も場合によっては出かねないわけですよ。だから、単に人口規模、財政規模だけで拋出金を議論していいかなんていうところも、今後、さらに論点になるのかなというふうに思います。ですから、選択性のことも含めて、やっぱりこの監査の問題というのはまだまだ思いをめぐらすというところが必要になるんじゃないかなというふうに思っています。

それと、先般、石原先生からいろいろと話を聞かせていただいて、やっぱり海外の事例を見れば見るほど、聞けば聞くほど、もっと様子をチェックしてみる必要があるなということは、改めて前回も思ったところです。

とりあえず、あんまり大した話でもないんですけど、そんな感じがします。

**【碓井主査】** 大変、まとめにふさわしいようなご発言をいただいて、大変ありがたいと思います。今の政務官のご発言にもありましたように、私ども、最初、分科会を預かったときには、12月までに、すべて議論したことのうち、可能なものをすべてそこに盛り込んで、地方自治法の改正案に盛り込んでいただくと、そういう役割の下支えをしなければならぬのかということだと、半ば青くなっていたわけではありますが、いろいろご意見を伺ううちに、これは非常に重要な問題であるという、基本的な認識では一致しているわけですが、しかし、だからといって、すぐ法改正に拙速につなげるということは、逆にリスクなことだということで、今回の12月発表ご予定の考え方におきましても、そういう意味では、慎重にさらに検討していく、こういう書き方になって、世間から見ると、第二分科会は何をやったんだということになるんですが、しかし、それはある意味で、私たちがそれだけ深く考えた結果であるというふうに認識したいと思うんですが、私の認識がよろしいかどうかも含めて、今日、一渡りご意見をいただきましたから、もう一度、今後に向けた、この分科会といいますか、この分科会に与えられた課題についての、今後に向けた進むべき道を、そういうことで何かご発言を一言ずついただければありがたいのですが、武川さんから伺ってもよろしいですか。

【武川課長】 今日はまだ議題にはなっていないんですけれども、地方公共団体における財務会計制度の提案というのが前ありましたけれども、その辺につきましては、当然、各自治体においては、以前ちょっと話があったところで、構造改革特区に基づく提案というようなお話がありましたけれども、各地域の特性とか、そういう実情に応じて、柔軟に対応できたらというようなことで提案があったものだと思いますけれども、今後、そういうことの中で地域の自由度というか、だんだんそういうことの中で、地域のことは地域で決めていくとか、そういう主体性が求められてきておりますので、その辺についても、今後、どの範囲がというところもあると思うんですが、論議していく必要があるのではないかなと思います。

【碓井主査】 どうもありがとうございます。

では、石川さん、すみません。

【石川市場長】 4ページの下から5行目にありますが、要するに、一度地方の監査団体の方々と打ち合わせを、ヒアリングをしたわけですが、かなり趣旨がまだ合致していない部分は否めないのかなと。そこにあるとおり、まさに地方公共団体の監査関係者の意見というもの、今この場にはいないわけですから、この辺が、やはり本当に意見が対立しているのか、もう少し具体的にワークショップ形式みたいなもので議論をしたときに、組織をお互いにイメージすれば、すっと入るものなのかというのは、後者が、結構可能性があるのではないかなというふうに思います。したがって、個々の関係者を中心に議論をしていくというところをぜひお願いしたいなというふうに思います。

【碓井主査】 わかりました。大変貴重なご意見、ありがとうございました。

では、遠松さん、お願いします。

【遠松課長】 今回の報告の中で、やはり内部統制の話というものがここまで盛り込まれたということについて、私は非常に意義が大きいものだと考えています。ただ、そうはいっても、先ほど申しましたように内部統制の問題は重要だけれども、これがすべてではないと。最後、行き着くところはやはり監査の問題になると思うんですけれども、監査につきましては、今回見直し案を3つ出されて、今後、これをベースに議論をされると思うんですけれども、こういった今後の議論に当たりましては、やっぱり新しい仕組みというのが、これによって今の、もちろん、前提として各自治体の監査の実態というものがあって、今回のこういった見直しによって、どの部分がどういうふうに解消されて、どういうふうに機能していくのかといったところが、具体的なものとしてイメージできれば、



かなり議論も進むのではないかなと。その前提として、場合によってはまた各自治体の現状なんかについても、ヒアリングをする機会が必要なのかもしれませんし、そういった中で具体的に、慎重に議論をしていくことが必要ではないかなというふうに考えております。

【碓井主査】 どうもありがとうございます。

西尾先生も何かありましたら。

【西尾教授】 特にありません。

【碓井主査】 8ページ目の財務会計のところが残ってありましたね。ここはそこに書いてあるとおりで、そこに書いてあるとおりで、一番最後はやや細かい事柄が書いてありますが、ご意見等、ありましたらお願いいたします。

これは、先ほど総務省の方のご説明に入っていたかどうかわかりませんが、一番最後の○というのは、これは地方自治法の改正ということでのまとめではあるんですが、どういう関係になっている項目というふうに理解すればよろしいのでしょうか。

【安田行政課長】 最後の○につきましては、特定の案ということで、幾つか各地方公共団体のほうからご要望が出されてきて、この場でご議論いただいた項目。それから、専門委員の皆様方からご提案いただいた項目。念頭に置いて、不都合とされている問題点があれば、それを改正について考えるという記述をさせていただいているわけでございます。検討していきたいということを記述させていただいているわけでございますけれども、これらの事項については、おおむね政令事項でございまして、直ちに法律改正という形ではなくて、これは政令の検討の中で検討され得るものだというふうに考えてございます。そういう意味で、このような記述にさせていただきまして、実務的に詰めていきたいというふうに考えているという次第でございます。

【碓井主査】 はい。というわけで、政令事項については政令改正という形で対応がなされるというふうに理解してよろしいのだと思います。

ほかに何かご発言、ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

大変、私うっかり、裏があるのを忘れて失礼をいたしました。

先ほど、逢坂政務官、ご発言をいただきましたが、何か最後にコメントがありましたら。

【逢坂政務官】 皆さん、どうもありがとうございました。なかなかここは議論しづらい分野、問題点の指摘は、多分いろいろできるんだと思うのですが、それを踏まえて、具体的に制度をどう改善していくんだということになると、なかなか議論しづらい分野だったというふうに思いますが、精力的にいろいろとご議論をいただいて、本当にありがたく

思っています。

特に最後の財務会計のところでございますけれども、個別に事象として早急に直さなければならぬところは手をつけるということは非常に大事ですが、全体的に現金主義がいいのか、発生主義がいいのかとか、発生主義にした場合はどうやるんだというところについては、これからもまた別なチャンネルも含めて、さまざま議論していかなきゃならないところだなという認識は持っているところでございます。

私からは以上です。

**【碓井主査】** どうもありがとうございました。まだ時間はあるのでございますが、ほぼ全体にわたってご発言をいただきましたので、本日はここで締めくくりとさせていただくと存じます。

本日いただきましたご議論につきましては、事務局において整理をしていただきたいと思いますと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、皆様ご多用のところ、ご出席をいただき、また、ご熱心にご議論をいただきましてありがとうございました。第二分科会第8回会合を、以上をもちまして閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。